

札幌市議団ニュース

2012年3月12日 No.54
日本共産党市議団事務局発行
電話 211-3221 FAX218-5124

第1回定例議会 予算特別委員会・論戦特集 ③

<伊藤、宮川両議員が、生活保護問題で集中質問>

今回のような白石区の「姉妹孤立死事件」を二度と繰り返さないために、札幌市の生活保護行政の何が問題で、どこをどう改善すればいいのかを質しました。

<伊藤理智子議員>申請の仕方、要保護者への対応の仕方

伊藤議員はまず、「本当に姉妹は救えなかったのか。3回目に姉が申請に行ったときには、市も『生活困窮状態だった』と認めていながら、なぜ姉は、保護の申請をしなかったのか、できなかったのかと問いかけ、説明用リーフレット『生活にお困りの方に』の中には、保護の<要件><仕組み><申請すると><申請・相談>との項目ごとに説明はあるが、申請の仕方そのものについての説明はない。保護の<要件>では“働くことができる失業中の人は一生懸命に仕事を探してください”とあるため、姉は、働くことができるので、生活に困窮していても保護の申請は無理だと受け止めたのではないか。『リーフレット』に、申請する権利は誰にでもあることや申請に至るまでの流れをきちんと記載・説明すること、そして、申請書も必ず一緒に渡して説明すべきですが、どうか」と質しました。

秋川生活保護担当部長は「そういった形で説明しているが、今後はリーフレットをどのようなものにするか、指摘も含め、相談担当者、利用者の意見を聞きながら、逐次見直していきたい」と答えましたが、申請書の内容は、「申請するということに伴い扶養義務者への照会や預貯金の調査が生じるのでそういう仕組みを理解していただいた上で、申請用紙を渡し申請していただくシステムになっている」と強弁しました。

伊藤議員は次に、「生活保護法による保護の実施要領・厚生事務次官通達9では、『保護の開始申請時』について『生活保護は申請に基づき開始することを原則としており、保護の相談に当たっては、相談者の申請権を侵害しないことはもとより、申請権を侵害していると疑われるような行為は厳に慎むこと』と明記されている。市の『高額家賃の教示』によりアパートへの引越の準備を開始していたとの報道もあるが、姉は基準より高い家賃だと保護申請は無理だと受け止めたのではないか、これは申請権の侵害にあたるのではないか。このように申請書を渡さずに引越後に再び来るようにと返しているということが、全市的にも行われている。すぐに改善すべき問題だと思うが、いかがか」と迫りました。

秋川生活保護担当部長は「高額家賃の場合は、保護の受給後において基準内家賃のところに引越していただくことになっているので、引越してから来てくださいとは説明していない。全市的にも行われているかどうか事実を把握していないが、申請権の侵害はあってはならないので、再度通知を徹底していく」と述べました。

伊藤議員は「白石区保護課の窓口を4回訪問しても申請できなかった例が8件あった。窓口訪問5回の未申請は3件あった。何度も窓口を訪問したが、申請に至らなかった方々のその後の生活実態を調査する責任があると考えますが、どうか」と質問。

⇒裏面につづく

秋川生活保護担当部長は「追跡調査については、相談時に制度の説明、申請の意思確認、いつでも再訪問は可能と伝えているので必要とは思はない。ただし申請書を持ち帰った方は、何らかの連絡をすることを検討したい」との答弁にとどまりました。(2012.3.6)

＜宮川 潤議員＞申請の意思確認、求職活動、健康保険の問題

宮川議員は「姉が3回目に相談に行った際、『要保護状態である』こと、『保護申請書を渡さずに帰っていた』ことが、明らかになりました。要保護状態だったのになぜ、『申請できますよ。あなたの生活は生活保護を必要とする状況です』とハッキリ伝えなかったのか」と質しました。

秋川生活保護担当部長は「生活相談窓口では申請の意思を確認することになっている。意思を確認し、本人から申請しないということだったのでお帰りいただいた」と正当化しました。

宮川議員は「『求職活動をしている。手持ち金も少なく、生活していけない』という人に、『懸命なる求職活動を伝えた』とされているが、これはどういうことか、姉の求職活動が不十分だったということか。それで『生活保護は受けられない』と思わせたのではないかと質問。秋川生活保護担当部長は「保護の受給後にも求職活動をしてほしいということだ」と強弁しました。

宮川議員は「『生活していけない』とハッキリ言っている人が3回も区役所へ行き、制度全般の説明を聞いて納得して帰ったとは考え難いが、どうか。申請の意思の有無をどうやって確認したのか。『次回は、関係書類をもって相談したい』との記載もあるが、家賃や障害年金などの関係書類が揃っていないなどあれこれ言われているうちに、諦めてしまったのではないかと迫りました。

秋川生活保護担当部長は「職員から意思の確認することになっている。関係書類が揃わないと申請できないわけではないのでそのように説明したと思われるが、その記録はない。申請しなかった理由はわからないが、そのようなことがあったとすれば、今後研修を通じて徹底していく」と無責任な答弁に終始しました。

宮川議員は「先ほどの『懸命なる求職活動』も『関係書類』の持参も、申請に必要なものではない。要保護状態の人が、区役所保護課を訪ねた際には、申請させることを基本にすべきです。そのため、まず、申請する意思を職員から確認する、申請書類を渡す、口頭であっても申請する意思があった場合は受理すること、この3点が必要だと思うが、どうか」と重ねて質問。

秋川生活保護担当部長は「申請する意思を職員から確認する、そして申請書類を渡す、口頭であっても申請する意思があった場合は受理すること、3点について、徹底する」と答弁しました。

宮川議員は最後に「姉妹が無保険であったこと（社会保険の喪失、国保未加入）を承知していながら、なぜ国保加入をさせなかったのか、国保につなぎ無保険状態を解消すべきだったと考えるが、どうか」と質しました。

秋川生活保護担当部長は「指摘の通り未加入でした。加入させるべく助言すべきだったと反省している、今後は国保の窓口につなぐことを徹底していく」と答弁しました。(2012.3.6)